
朋友だより

現在、コロナ禍が世界中を恐怖に落とし込んでいます。
デマに踊らされることなく、一人ひとりが自律した人間になることの
必要性を実感しています。
ご参考になれば幸甚です。

2020年4月

(有)コンサルタント朋友
代表取締役 奥長弘三



強靱な社会をつくる



はじめに

現在、コロナ禍が日本だけでなく、世界を襲っています。これだけ病原菌が世界的に蔓延するのは、14世紀のペスト大流行以来のことでしょう。政府は4月8日に緊急事態宣言を出しましたが、いつ収束するか目途は立っていません。外出自粛要請に続き、企業への休業要請も出されており、街なかの人通りは確実に減少しています。

収束までの道のりは、世界でも、日本でもかなり長期になることが予想されています。4月12日付東京新聞の社説は次の様に述べています。

民主主義の国々を見回しても、移動制限や休業要請など、対策への不安や不満が出ています。政治決定過程の透明化や指導者による説明の在り方など課題も多い。新型コロナは、民主主義に突きつけられた挑戦状かもしれません。(中略) 民主主義国家では、政権が信頼されていなければ、対策の意義も国民には十分に理解されません。

日本では特に被害が大きい

日本では、このところ経済が停滞構造に入っていました。これにコロナが追い打ちをかけた形になっています。

何故、停滞構造かといえば、一つは2014年4月の消費税5%⇒8%のアップにより、個人消費の落ち込みが続いていました。そこへ昨年10月の消費税増税が一段と景気を悪化させました。完全に政策の誤りと言わざるを得ません。ここにコロナ禍が発生したのですから、たまりません。

哲学者の内山節氏は「一週間や10日位すべての経済活動が止まっても、誰も困らない社会をつくる必要があるのではないか」と述べています。(2020.3.15付東京新聞)

今こそ、強靱な社会をつくる必要があります。「わざわざを転じて福となす」という諺が思い出されます。今回のコロナ禍は私達に、現在の

日本の政治経済社会の見直しの機会を与えてくれたと考えることが大切でしょう。

『思想としての<共和国>』を読む

増補新版『思想としての<共和国>—日本のデモクラシーのために—』(レジス・ドゥブレ、樋口陽一、三浦信孝、水林章、水林彪共著、みすず書房、2016年6月)を読みました。

同書はたまたま書店で目についたので、購入して読んだものですが、自律的個人、市民を考える上で大変参考になりました。私なりに同書の内容を紹介します。

1. 共和国、共和主義の考えとして同書が紹介しているもの。

- ・人間を良き判断をくだし、仲間とともに討議するために生まれた本質的に理性的な動物としてとらえる。(同書P.23)
- ・行為と言葉を一致させ、自分自身をしっかり所有することができる者が自由なのである。(P.23)
- ・各人は自らを市民としてとらえる。(P.23)
- ・共通の法のもとで生き、同じ立法者によって代表される仲間、同輩者たちの集団である。(P.23)
- ・共和制のもとでは、あらゆる宗教的影響力から自由である。(P.24)
- ・共和制を支配しているのは普遍性の概念である。(P.25)
- ・共和国が大切にしているのは市民精神である。(P.27)

フランスにおいては、1789年のフランス革命の精神を引き継いだ共和国・共和主義の考えを大切にする伝統が根強くあります。

しかし、そのフランスでも近年は、アメリカ型の自由主義的民主主義の考えが一般化し、共和国・共和主義モデルは劣勢に立たされています。特にベルリンの壁が崩壊した、1989年頃から強まりだした世界を一つの市場にするグローバル化の波は、「市場」に対して「国家」を優先してきたフランス共和国に対し、逆風となっています。

そしてグローバル化の波以外にも、ヨーロッパ統合の問題、移民問題等が共和国モデルに対する批判として浮上ってきています。

2. 今一つの原則としてライシテ(非宗教性)があります。宗教からの自由です。国家とあらゆる宗教的権力の分離の原則です。日本でいう政教分離です。

フランス語ではライシテ(国家の非宗教性、公共的空間からの宗教の排除)という言葉で表します。ライシテは、憲法の根幹にある原則です。フランス憲法第一条「フランスは一にして、不可分の非宗教的に民主的な、そして社会福祉を目指す共和国である」と規定しています。

このライシテは共和国の最も重要な構成契機としての「市民」を超越的な権威(宗教)から、個人を開放する仕組みとして国家(共和国)が準備したものと位置づけられています。

3. 市民について

共和国においては、各人は自らを市民としてとらえます。そこで市民について見てみます。

「市民」とは、政治的共同体である市及び都市の主権的・主体的な構成員のことです。個々の人間を指す場合と、人間集団をまとめて指す場合があります。構成員全員が主権者であることが前提です。(出典:Wikipedia)

市民について同書が語っているのは下記の通りです。

1) 宗教的な権力・権威と消費的欲望への誘惑、このふたつの外的な力に屈しないこと、それが「市民の自律性」である。そしてその「市民の自律性」を育み、またそれによって支えられるシステムが共和制と呼ばれているものである。(P.65)

2) 市民になるということは、自分自身のために一生懸命になっている状態ではないことをやめることだ。道徳的な存在になることは、自分自身の利益のためだけに行動することをやめることだ。これは自由主義的なことはとても言えないが、しかしまさに哲学教育の本質を形成するものなのだ。(P.287)

なお、「自律」とは従うべき法を決定する主体は、自分以外にないことを意味します。人間が自らの行動を決定するに際しては、神にも神話にも、祖先にもすなわち、いかなる外的な権威にも服従しないということです。また、「市民」を考える上で重要なことは、上記の定義にもあるように、組織の構成員の一人ひとりが、自律的に行動する主権者であるということです。

筆者(奥長)が所属している中小企業家同友会では、企業内において経営者だけでなく、従業員の一人ひとりが「自律的市民」であることを目指して運動をすすめています。

日本国憲法の持つ共和国型側面

同書では、日本国憲法について言及しています。著者達から見ると日本国憲法にも共和国型側面が色濃く残っていると云います。そのいくつかを紹介します。(P.318~P.319)

1. 憲法の根本理念が「人類普遍の原理」という表現で、国民は生まれながらに自然権を有するものとされた(前文)。「基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」(第97条)とする規定は、移ろいゆく時間(歴史)とは、次元を異にして依存する永遠について語る、自然法思想に特徴的な思考である。

ここでいう「自然権」とは、人間が生まれながらにして持っている生命、自由、財産、健康に関する不可譲の権利のこと。人権は自然権の代表的なものです。

2. 国民こそが国政の権威の源泉であるとともに、国政の福利を享受する主体であること(国民主権)、しかし国政を担う権力は代表者が行使すること(代表制)、そして国会が国権の最高機関であること、そして、これらが憲法の想定する統括構造であるが、これもまた「人類普遍の原理」とされた(前文)。

3. 政治社会の脱宗教化(第20条3項)

4. 国民に対する公共的教育が重視された(第26条)

5. 日本国憲法における「自由」ないし、「人権」は、政治権力が天皇制権力から、市民的公共権力に転換したことを大前提として、「市民的公共権力による天皇制権力を支えてきた私的諸権力からの自由」を基調とするものとなった。



